

ケアプラン点検業務委託仕様書

1 件 名

ケアプラン点検業務委託

2 事業目的

ケアプラン点検業務委託は、ケアマネジメントのプロセスを踏まえ利用者の「尊厳の保持」、「自立支援」に資する適切なケアマネジメントとなっているかを、基本とする事項を委託事業者の介護支援専門員（ケアマネジャー）が確認し、保険者に対し「気づき」を促し、「学び」につなげるとともに、「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、また、保険者は「利用者の尊厳」を確保するサービスが適切に提供できるようケアプラン作成を支援するために行うものとする。

3 履行期間

契約締結日～令和8年3月31日

4 ケアプランの点検対象

ケアプランの点検数は、300件（点検ケアマネ数：必要人数）とする。

ただし、受託者は、300件未満となった場合、金額減額となるため、1件当たりの単価の内訳を委託者に内訳書として提出すること。

5 業務内容

（1）実施方法

①内容点検

委託者は、大阪府国民健康保険団体連合会のシステムから抽出したデータを受託者に提供し、受託者は提供データを厚生労働省の「ケアプラン点検支援マニュアル（H20.7.18）」に基づき加工し、「利用者の自由な選択を阻害していないか」、「自立支援に資するものとして十分な内容となっているか」、「必要なサービスが適切に位置づけられているか」等の点検を行い、適正な介護給付となっているかを確認すること。

また、内容点検後、事前に改善事項等を受託者に報告した上で、5事業所（各5件）との面談を実施すること。

②事業所との面談

受託者は、事前に点検した結果に基づき、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所に対し、面談にて助言及び改善が必要な内容の説明をする等を行い、改善事項等の報告を文書により、受託者及び委託者に提出すること。受託者は、次

回の面談までに改善等の内容を確認し、次の面談において、助言及び改善が必要な内容の説明をする等を行い、文書により、委託者に通知すること。

また、面談内容の報告書を作成し、委託者に提出すること。

(2) 点検書類

選定された居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所からは、次の①～④の直近の写しを事前に委託者に提出させるものとし、受託者においては、面談当日には、対象となっている被保険者の書類①～④の原本を持参する。

- ① アセスメントシート
- ② 居宅サービス計画書（１）（２）、週間サービス計画表
- ③ サービス担当者会議の要点
- ④ 居宅介護支援経過

(3) ケアプラン点検にあたる指導者

ケアプラン点検にあたる指導者は、以下に該当する者とする。

介護支援専門員（ケアマネジャー）、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）もしくは、介護支援専門員（ケアマネジャー）または、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）と同等の知識を有する者。

- ・現在、守口市被保険者の居宅サービス計画書を作成していないこと。
- ・居宅介護支援事業所に属している指導者については、当該居宅介護支援事業所の営業区域に守口市が含まれていないこと。
- ・その他、守口市被保険者との関係を持たない者。

(4) 実施の流れ

- ①初回面談 2 カ月前 委託者が、点検対象事業所を抽出し、事業所へケアプラン提出を依頼
- ②初回面談 1 カ月前 委託者が事業所よりケアプランを受領し、受託者へ送付
- ③初回面談 1 週間前 受託者がケアプランの内容を（１）に示す方法で点検し、改善事項等を委託者に報告
- ④初回面談 1 週間前迄 受託者が作成したスケジュールに基づき、委託者が事業所と面談日程を調整
- 1⑤初回面談 1 週間前迄 受託者が委託者と指導ポイントを確認
- 1⑥初 回 面 談 当 日 受託者が点検結果に基づき事業所と面談
- ⑦2回目面談 1 カ月前 事業所から受託者及び委託者に改善事項等の報告を文書で提出し、受託者は改善内容確認を次の面談までに行う。
- ⑧2回目面談 1 週間前迄 受託者が作成したスケジュールに基づき、委託者が事業所と面談日程を調整
- ⑨2回目面談 1 週間前迄 受託者が委託者と改善ポイントを確認

1⑩ 2回目面談当日 受託者が改善結果に基づき事業所と面談

⑫ 2回目面談後1週間以内 受託者が改善事項等を事業所へ郵送により通知

6 参加の条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (3) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 本業務は、精度確保のため、公共機関において、ケアプラン点検業務の実績がある事業者であること。

7 個人情報の保護

- (1) 受託事業所は、当該業務委託により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。なお、当該委託業務が終了した後も同様とする。
- (2) 受託事業所は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、各種法令を遵守しなければならない。なお、本契約の終了又は解除後においても同様とする。
- (3) 本業務は個人情報を取り扱うことから、受託者は一般社団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの認定、または I S M S 認証資格を有する法人であることを必須とし、法人認定を証する書類の写しを入札参加資格申請時に合わせて提出すること。

8 その他

- (1) 契約後、本仕様書を変更する必要がある場合は、委託者と受託者が協議して定めるものとする。
- (2) その他、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、必要に応じて委託者と受託者が協議して定めるものとする。